

課所 4—26

平成11年12月24日

国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官

「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」
の一部改正について（法令解釈通達）

昭和55年12月26日付直所3—20ほか1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の一部を下記のとおり定めたから、これによられたい。

記

- 1 本文中の拗音（や、ゅ、よ）及び促音（つ）のうち法令引用以外の部分を小書きに改める。
- 2 別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を

「改正後」欄のように改める。

(注) 別紙には、この法令解釈通達により新たに取扱いを定めたもの及び既往通達につき表現を改めたものについてはその全文を掲げ、単に法令改正に伴う引用条文等を改めたもの及び通達番号を改めたものについてはその改正箇所のみを掲げることとした。

別紙

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第10条《試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除》関係 (試験研究費に含まれる人件費) 10—1 措置法第10条第3項第1号.....	第10条《試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除》関係 (試験研究費に含まれる人件費) 10—1 措置法第10条第7項第1号.....
(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い) 10—4措置法第10条第3項第2号に規定する「適用年前5年以内の各年分」(以下10—6において「比較年」という。)又は同項第3号に規定する「適用年前2年以内の各年分」(以下10—6において「基準年」という。)	10—4措置法第10条第1項に規定する昭和41年(同条第6項において読み替えて適用する場合を含む。以下10—6において同じ。)からその年の前年までの各年分.....
(試験研究費の額の統一的計算) 10—6 措置法第10条第1項の規定は、.....比較年、基準年及び適用年(同項に規定する「適用年」をいう。).....	10—6 措置法第10条第1項又は第4項(同項第2号の規定の適用を受ける場合に限る。)の規定は、.....昭和41年からその年までの各年分..... ...
(廃止)	(基盤技術開発研究用資産の範囲) 10—7 措置法第10条第7項第2号に規定する基盤技術開発研究用資産(以下10—10までにおいて「基盤技術開発研究用資産」という。)は、昭和60年3月30日付大蔵省告示第47号の別表に掲げる資産のうち同号に規定する技術の開発研究のために直接使用されているものに限られるから、製品の生産工程

の一部において使用されているなど当該技術の開発研究のために使用されていない資産については、同条第2項、第3項又は第4項（同項第1号の規定の適用を受ける場合に限る。以下10—10までにおいて同じ。）の規定の適用がないことに留意する。

(廃止)

(附属機器等の同時設置の意義)

10—8 昭和60年3月30日付大蔵省告示第47号の別表において本体と同時に設置することを条件として基盤技術開発研究用資産に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(廃止)

(基盤技術開発研究用資産を貸し付けた場合の不適用)

10—9 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した基盤技術開発研究用資産を他に貸し付けた場合には、たとえその貸し付けを受けた者が当該基盤技術開発研究用資産を措置法第10条第7項第2号に規定する技術の開発研究のために使用したとしても、当該基盤技術開発研究用資産については、同条第2項、第3項又は第4項の規定の適用がないことに留意する。

(廃止)

(基盤技術開発研究用資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10—10 基盤技術開発研究用資産を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該基盤技術開発研究用資産の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのばって当該値引きのあった基盤技術開発研究用資産に係る措置法第10条第2項、第3項又は第4項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

改 正 後	改 正 前
(中小企業者であるかどうかの判定の時期) <u>10—7 措置法第10条第2項</u>	(中小企業者であるかどうかの判定の時期) <u>10—11 措置法第10条第3項</u>
(常時使用する従業員の範囲) <u>10—8</u>	(常時使用する従業員の範囲) <u>10—12</u>
(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10—9</u>	(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10—13</u>
(廃止)	(認定特定事業者に係る特例の選択適用) <u>10—14</u> 措置法第10条第6項の規定の適用は、個人が各年分ごとに選択することができるるのであるから、継続適用はその条件とされていないことに留意する。
(当該金額として記載された金額) <u>10—10</u> 措置法第10条第5項.....同条第1項又は第2項.....	(当該金額として記載された金額) <u>10—15</u> 措置法第10条第9項.....同条第1項、第3項、第4項（第6項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第5項（第6項において読み替えて適用する場合を含む。）.....
第10条の2から第15条まで（特別税額控除及び減価償却の特例）共通関係	第10条の2から第15条まで（特別税額控除及び減価償却の特例）共通関係
(常時使用する従業員の範囲) 10の2～15共一3特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）第2条第5項第1号から第3号まで、 <u>中小企業経営革新</u>	(常時使用する従業員の範囲) 10の2～15共一3特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）第2条第5項第1号から第3号まで、 <u>特定中小企業者の</u>

支援法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第3号まで、
.....
.....
10—8

新分野進出等による経済の構造的変化への対応の円滑化に関する臨時措置法
(平成5年法律第93号) 第2条第1項第1号から第3号まで、
.....
中小企業近代化促進法（昭和38年法律第64号）第2条.....
.....
10—12.....

第10条の2 《エネルギー需給構造改革推進設備を取得した
場合の特別償却又は所得税額の特別控除》関係

(当該金額として記載された金額)
10の2—12
.....
10—10.....

第10条の3 《電子機器利用設備を取得した場合等の特別償
却又は所得税額の特別控除》関係

(当該金額として記載された金額)
10の3—16
.....
10—10.....

第10条の4 《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償
却又は所得税額の特別控除》関係

(年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)
10の4—1
.....
措置法規則第5条の10第1項又は第4項.....

(当該金額として記載された金額)
10の4—15
.....
10—10.....

第10条の2 《エネルギー需給構造改革推進設備を取得した
場合の特別償却又は所得税額の特別控除》関係

(当該金額として記載された金額)
10の2—12
.....
10—15.....

第10条の3 《電子機器利用設備を取得した場合等の特別償
却又は所得税額の特別控除》関係

(当該金額として記載された金額)
10の3—16
.....
10—15.....

第10条の4 《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償
却又は所得税額の特別控除》関係

(年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)
10の4—1
.....
措置法規則第5条の10第1項又は第6項.....

(当該金額として記載された金額)
10の4—15
.....
10—15.....